**【重要なお知らせ】本書面を十分にお読みください。**

**≪特定商取引法の改正に基づく概要書面の記載内容変更について**

**（美容医療サービス提供事業者）**

拝啓

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）が改正され，２０２２年６月１日より改正法が施行されます。これにより電磁的記録（電子メール等）によるクーリング・オフの申出が可能となります。

つきましては、特定商取引法に基づく概要書面の記載の該当箇所を以下の内容に変更させて頂きます。その他の部分は変更ございません。ご確認くださいます様お願い申し上げます。

敬具

記

９クーリング・オフについて

（１） 貴方は契約書面受領した日から起算して８日間以内（以下「クーリング・オフ期間」といいます。）であれば、書面又は電磁的記録（電子メール等）により本契約を解除すること（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。また、クーリング・オフ期間経過後であっても、サービス提供事業者が、貴方に不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑したために貴方がクーリング・オフをしなかった場合、貴方は、改めてサービス提供事業者からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをすることができます。

（２） 関連商品の販売契約が締結されている場合、貴方は、本契約と併せて、関連商品の販売契約をクーリング・オフすることも可能です。（関連商品の販売契約のみをクーリング・オフすることはできません。）。但し、サービス提供事業者と関連商品の販売事業者（以下「関連商品販売事業者」といいます。）が異なる場合、貴方は、表面４に記載された関連商品販売事業者に対しても、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをする旨を申し出る必要があります。

…

（６）クーリング・オフは、貴方がクーリング・オフをする旨の書面又は電磁的記録による通知を発信したときに、その効力が生じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 電磁的記録による連絡先 | （本契約）  （関連商品の販売契約） |

以上